

知立市規則第10号

知立市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設等（道路・水路）の構造等技術基準等規則

（趣旨）

第1条 この規則は、知立市開発等事業に関する手続条例（平成19年知立市条例第12号）第3章及び第5章に規定する基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用物 知立市法定外公共用物管理条例（平成元年知立市条例第23号）第2条で規定する公共用物をいう。
- (2) 道路後退線 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により境界線とみなされる線をいう。
- (3) 雨水流出抑制 雨水が河川や下水道への負荷軽減のために、一時貯留施設等により雨水流出量を減少させることをいう。
- (4) 雨水流出抑制施設 雨水流出抑制を目的として設置される施設をいう。
- (5) 流末経路 雨水等が開発事業区域から河川に至るまでの流出する経路をいう。
- (6) 流末河川 雨水等が開発事業区域から流出する河川法（昭和39年法律第167号）第5条及び第100条で規定する河川をいう。

（確定）

第3条 事業者は、市に公共用物の引継ぎが必要なときは、開発等事業区域の確定を行うものとする。

（公共用物の付け替え）

第4条 事業者は、開発等事業区域に市の管理する市有財産である公共用物が存在する場合は、新たに公共用物を設置するものとする。ただし、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 新たに設置される公共用物は、従前の公共用物と同一用途であり、規模及び機能が同等以上であること。
- (2) 開発等事業区域内での公共用物の起終点を変化させないこと。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公共用物の付け替えを要しないものとする。

- (1) 公共用物の機能が喪失しているもの
- (2) 公共用物が将来にわたり機能を有す必要性がないもの
(道路計画)

第5条 開発等事業区域内の道路で、市に引継ぎできる道路は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、道路法（昭和27年法律第180号）、知立市人によさしい街づくり推進計画及び地区計画に適合するものとする。

2 前項のほか、計画する道路は、交通量、交通の種類、道路の性格及び将来交通量の増加に配慮したものとする。

(引継ぎできる道路基準)

第6条 市に引継ぎできる道路基準は、次のとおりとする。

- (1) 両端又は起終点が道路幅員4メートル以上の公道に接続し、幅員5メートル以上の道路であること。
- (2) 行き止まり道路にあつては、片端が道路幅員4メートル以上の公道に接続し、道路幅員が6メートル以上であること。
- (3) 新設道路の交差による交差角度及び新設道路の屈折角度は、原則75度以上とし、隅切り長3メートル以上の隅切りを設置するものとする。ただしやむを得ない場合は、交差角度又は屈折角度は60度以上とし、この場合の隅切り長は4メートル以上とすることができる。
- (4) 新設道路を同じ既設公道に2か所以上接続するときは、新設道路間の道路中心間距離を概ね16メートル以上離すものとする。
- (5) 新設道路の幅員は、5メートル以上とするものとする。ただし、歩行者専用道路は4メートル以上とすることができる。

(道路舗装)

第7条 新設道路の車道部の舗装厚は、社団法人日本道路協会の定めるアスファルト舗装要綱によるC. B. R. 試験を実施し、市と協議のうえ断面決定するものとする。

2 前項によらない道路幅員が5メートル以上の車道部の舗装厚は表層5センチメートル以上、下層路盤20センチメートル以上とする。

3 歩道部の舗装厚は表層3センチメートル以上、下層路盤10センチメートル以上とする。

4 インターロッキング歩道の場合は、ブロック6センチメートル以上、サンドクッション3センチメートル以上、路盤10センチメートル以上とする。

(縦断勾配)

第8条 新設道路の最大勾配は、9パーセントとするものとする。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、30メートル以下の区間に限り11パーセントとすることができる。

2 前項ただし書により9パーセントを超える場合は、滑り止め対策を行うものとする。

(道路側溝)

第9条 新設道路及び開発等事業区域に接する道路には、道路側溝が整備されているものとする。

2 車道部は、排水計画に適合した断面が確保されたPU3型を使用し、原則的に蓋を掛け、5メートル毎に細目格子蓋とするものとする。

3 歩道部は、排水計画に適合した断面が確保されたPU2型を使用し、原則的に蓋を掛け、5メートル毎に細目格子蓋とするものとする。

4 道路を横断する側溝に、蓋掛けする場合に使用する格子蓋は細目とし、ボルト固定とするものとする。

(歩道構造)

第10条 歩道は、原則的には車道と歩道の高低差5センチメートルのセミフラット式とするものとする。ただし、排水計画において埋設雨水管を設置しない場合は、フラット式とするものとする。

2 歩道の幅員は、3メートル以上とするものとする。

(交通安全施設)

第11条 事業者は、交通安全上必要となる場所に、次に掲げる安全施設を設けるものとする。

- (1) 防護柵
- (2) 道路照明施設
- (3) 視線誘導標
- (4) 道路反射鏡
- (5) 区画線 (交差点マークを含む。)

(道路擁壁)

第12条 新設道路を支持する擁壁は、見かけ高3メートルまでとするものとする。

(占有物件)

第13条 新設道路への占有物件は、占有者及び市と協議のうえ計画するものとする。

2 電柱及び電信柱は、道路区域外に設置することとする。ただし、開発区域内戸数10戸以下又は道路に植栽帯が設置され交通に支障がないと認められる場合は、協議により道路区域に設置できるものとする。

(自動車乗り入れ口)

第14条 自動車駐車場の各出入口部は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条各号に規定されている箇所に設けてはならないものとする。ただし、敷地内歩道の設置及び視距の確保等の交通安全対策を図り、交通安全上支障がない場合はこの限りでない。

2 前項ただし書による場合は、所轄警察署と協議するものとする。

3 自動車の乗り入れ口は、原則1区画あたり1か所とする。ただしガソリンスタンド、駐車場、店舗等で自動車の乗り入れ数が多く見込まれる場合は、この限りでない。

4 歩道に面した自動車の乗り入れ幅等は、別表のとおりとする。

5 自動車が車道部に直接出入りできる自動車駐車場は、連続して4台以上が駐車できないものとする。

(開発等事業の排水計画の確認)

第15条 事業者は、都市計法等の規定及び行政機関の定める河川等に関わる諸計画に整合させ、開発等事業区域からの排水を接続する側溝等の流末河川へ至る経路を確認し、集水区域全体を考慮した排水計画を作成するものとする。

2 事業者は、開発等事業行為前後の雨水流出の変化を抑制するため、浸透枮、透水性舗装等の地下浸透対策及び貯留施設の設置を考慮し、雨水流出抑制に努めるものとする。

3 地下浸透施設設置にあつては、地形、土質その他の条件を考慮するものとする。

4 雨水流出抑制施設の構造等については、協議によるものとする。

5 雨水接続については、1区画あたり1か所とする。ただし地形的にやむを得ないと認められる場合は協議によるものとする。

(開発等事業の排水計画の確認)

第16条 開発等事業の事業者は、排水計画において流末河川への樋管へ至る流域を確認するものとする。

(調整池等の設置)

第17条 開発等事業の事業者は、事業区域及びその周辺の流末排水経路の流下能力が低いとみなされる場合又は事業区域が1ヘクタール以上の場合、原則として1ヘクタール当たり600立方メートル以上の調整池等を設置するものとする。

2 調整池等の放流量及び構造については、協議によるものとする。

(市に引継ぎできる調整池)

第18条 市に引継ぎできる調整池の洪水調整方式は、自然放流方式(孔あきダム方式)とするものとする。

(市に引継ぎできる水路)

第19条 市に引継ぎできる道路に面しない箇所に設けた水路は、水路構造物を除き管理用地として1メートル以上設け、自然流下方式とするものとする。

(設置した調整池の管理)

第20条 事業者は、市に引継ぎしない調整池を流末河川及び流末経路が改修され、雨水流出抑制の必要がなくなるまで、将来にわたり適正に管理できるよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第14条関係）

自動車の乗り入れ幅等に関する基準

自動車の種類\歩道の形式	フラット式、セミフラット式（すり付け）	マウントアップ式（ブロック巻き込み）
A型 乗用車・小型自動車	3.0メートル	4.0メートル
B型 普通貨物自動車（6.5トン積み以下）	6.0メートル	7.0メートル
C型 大型・中型貨物自動車（6.5トン積み以上）	10.8メートル以下	12.0メートル以下

備考

- 1 最大乗り入れ幅を示す。設置は、車両走行軌跡図により必要幅を算出するものとする。
- 2 店舗並びに駐車場の形状でやむを得ない場合は、B型によることができる。
- 3 歩道乗入部の舗装構造は、次のとおりとする。
 - (1) A型は、表層5センチメートル、路盤25センチメートルとし、側溝はPU3型とする。
 - (2) B型は、表層5センチメートル、基層5センチメートル、路盤25センチメートルとし、側溝はPU3型とする。
 - (3) C型は、表層5センチメートル、基層5センチメートル、上層路盤5センチメートル、下層路盤30センチメートルとし、側溝は、スリット付きの円形水路等蓋のない側溝とする。